

記載例 1

(一社) 日本半導体製造装置協会 指定用紙

整理番号

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	半導体露光装置
	設備型式	NS300F
	納入数量	3台
	納入年月	平成28年12月
	設置場所	(会社・事業所名) 小田工業(株) (所在地) 神奈川県横浜市南区〇-〇-〇

該当要件	10年以内に販売開始された製品であるか	① 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※) 比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	① 該当	2. 非該当
	該当要件への当非	① 該当	2. 非該当

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成28年8月31日

平成 年 月 日

〒102-0085

東京都千代田区六番町3番地

六番町SKビル6階

電話：03-3261-8260

製造事業者等の名称 (株) 山本製作所

製造事業者等の所在地 神奈川県横浜市中区〇-〇-〇

代表者氏名： 山本 太郎 印

一般社団法人日本半導体製造装置協会
専務理事 森岡 國男

担当者氏名： 野口 明

所 属： 営業部

担当者連絡先(電話番号)： 042-〇〇-〇〇〇〇

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第15条第46項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額(160万円)以上であること、改正法(※)の施行日から平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)

